

「市民」社会における「ニーチェ」的存在

——自己の複数性と統治——

藤谷 忠昭

「市民」社会について、現在、自発的な統治への参加を称揚する立場からの積極的評価と、単純な参加主義に警戒する評価とが併存する。本稿では、ロールズ、ローティを出発点に、自己の複数性の観点から個体のベクトルのレベルにまで遡って、二つの評価を検討する。正義論へのローティの再解釈は、自由主義的な民主主義の「市民」に敵対する「ニーチェ」的存在の不可避性を明らかにする。だが、「市民」性の内実は、絶えず定義の争いにかかっている。「政治」の概念を「市民」概念から解放し、「市民」概念から逸脱した「ニーチェ」的ベクトルに着目することが、二つの評価へのひとつの可能な視点を提供するだろう。

1. はじめに

近年、自由主義の勝利を背景に、市民社会論が新たに再検討される傾向がある。だが、その議論には、統治への参加をめぐる二つの評価が存在するように思われる。一方では、たとえば政策への「市民」参加といった文脈での積極的な評価がある (e.g. 進藤 [1994]、斉藤 [1998])。「市民」の自発的な統治への参加を評価し、自治の実現が民主主義の完成であるというのが、この立場である。だが、ポスト構造主義を経由した現在、他方で、単純な参加主義に対し警戒する論調も見受けられる。たとえば中野 [1999] は、昨今の参加をめぐる支配的言説について、「『自発的』だからといってシステムから『自律』しているなどとはいえない」と述べつつ、「進行するシステム動員の重大な隠蔽に寄与しかねない」と批判している (中野 [1999: 76])。確かに政策参加などにおいて、統治権力は参加を

否定するよりも、むしろ、統治に有効な参加を歓迎し利用するという側面が存在するようにも思われる。それゆえ、単純な参加主義に対し警戒する主張には、「市民」としての安易な参加が統治の補完作用として機能する可能性があるという批判を読みとることができる。このように自治を進展させるためには参加が必要であり、参加は統治の補完に機能的でありうる。では、かようなディレンマに対して、われわれはどのような態度をとるべきなのだろうか。

「市民」参加をめぐる議論においては、その参加する「市民」とは何かというのが重要な問いのひとつであろう。中野 [1999] も指摘するとおり、それは自己の問題と深く関わっていると考えられる。たとえば、「市民」であることは「市民」に自己同一性を求めることであり、「市民」から遠ざかることは「市民」概念によるアイデンティティ・ポリティクスから逃れることである。それゆえ、参加を検討するためには、この自己についての考察は不可避であろう。

他方、自己については、その複数性の指摘が、もはや定説に近い感もある⁽¹⁾。だとすれば、一様な「市民」概念を前提に「市民」社会論を組み立てるわけにはいかないだろう。あるいは、このことは参加をめぐるディレンマに対して、何らかの回答を示しうるのであるか。この点に着目して本稿ではまず、自己の複数性と関連づけながら、やや掘り下げて「市民」概念について検討を行ってみたい。その後、その検討に基づいて統治への参加についての二つの評価を吟味することにする。とはいえ、「市民」概念の定義は多岐に渡っている。そこで、その出発点としてロールズの正義論に対するローティの再解釈を取り上げ、その中で定義される「市民」概念を手がかりとしてみたい。というのも、第一に周知のとおり、ロールズの正義論への批判のひとつが、その統一された自己論に集約されてきたからである。ローティの再解釈は、これらの批判に対して自己論を検討することで正義論の擁護を試みている。それゆえ、その考察は、自由主義的な民主主義⁽²⁾における「市民」概念を検討するための手がかりとなるだろう。また第二の理由として、ローティの再解釈では、「市民」の敵対者として「ニーチェ」的存在が明示的に取り上げられているからである。ロールズの正義論が自由主義的な民主主義のイデオロギーのひとつであることに異論は少なからう。それゆえ、その敵対者のより詳しい考察によって、ロールズ、ローティによる「市民」概念を相対化することができるのではなかろうか。こうした考察をへて、本稿では具体的な事例に対応できるような視点を提示するという目的をも念頭におきながら、参加と統治についての議論における着眼点の転換を図ってみたい。

以上のような課題のため、作業は以下の構成をとりたい。全体を大きく二つに分け、主に前

半では、参加と統治の問題の前提を明らかにするため、やや掘り下げて「市民」概念について検討を行っておくことにする。すなわち、まずロールズに対するローティの再解釈を検討することで、自由主義的な民主主義における「市民」の定義を摘出するとともに、同時に自由主義的な民主主義の敵対者としての「ニーチェ」的存在がその限界として不可避であることを示す(2節)。次に、ロールズの正義論への批判として特にムフの見解を取り上げ、そこで問題となってくる自己の複数性の観点から、ロールズ、ローティ的な「市民」概念を相対化し、同時に「ニーチェ」的存在について「政治」の概念を軸に事例をも用いつつ再定式化する(3節)。さらに、個体に着目することで、そこから発せられるベクトルと「市民」あるいは「ニーチェ」的存在との関係を明らかにし、それらの関係に基づく社会イメージを提示する(4節)。さて後半では、前半での「市民」概念についての考察を踏まえ、本稿の課題である参加と統治をめぐる議論を検討する。すなわち、まず参加を積極的に称揚する議論に抗する二つの戦略を吟味する(5節)。その上で、参加と統治をめぐる議論にひとつの可能な視点を提起したい(6節)。

2. 信念としての自由主義的な民主主義

本節ではまず、参加と統治についての議論からやや遠回りとはなるが、その前提となる「市民」概念を明らかにするため、ロールズ[1971]の正義論に対するローティ[1991]の再解釈を吟味しておくことにしたい。その吟味によって、自由主義的な民主主義が原理的な限界を内包していることを示し、同時にロールズの正義論の再解釈から派生した「ニーチェ」的存在の重要

性を指摘しておくことにしよう。

よく知られているようにロールズは、『正義論』で「平等な自由原理」「格差原理」「公正な機会均等原理」に基づいて正義の基準を提示している⁽³⁾。この『正義論』を見る限り、ロールズが、ホッブス・ロック的な契約思想と、カント的なアプリアリな自律的な個人を前提に、正義の基準を理論的な真理として擁護していると解釈することは可能であろう。だが、後の論文でロールズはやや態度を変更し、原初状態が「フレームワーク」を形成するための「モデル概念」(Rawls [1980: 571])であると明示している。さらに、正義の基準が「形而上学的なものではなく、政治的なもの」(Rawls [1985: 223])であり、それは理論的に擁護されるのではなく、「よく秩序づけられた社会 well-ordered society」のための記述概念であると主張する⁽⁴⁾。ローティはロールズのこの変容に着目し、さらに、そこに独自のプラグマティズム的な解釈を加えている。すなわちローティによれば、このロールズ正義の基準は「真理」的に基礎付けられるものではなく、ひとつの信念である。しかも、その信念は「かなり局地的で、自文化中心的なもの」(Rorty [1991: 176=1988: 167])、すなわち「アメリカの典型的な自由主義的な民主主義者がもっている原理や直観」(Rorty [1991: 189=1988: 187])であるという。その信念をもつ者が『正義論』の再解釈で再定式化された「市民」の定義だといえよう。

このローティの再解釈が仮に正しいとするならば、少なくとも二つの理論的な利点が存在するように思われる。第一に、正義の基準がひとつの信念に過ぎないのであれば「形而上学的」な問い、たとえば、原初状態で合意する自己とは何かといった問いは免れうることになる。だが、ロールズ的な正義の基準が、ロールズ自身

のいうようにたとえ「解釈」から派生しているものであったとしても (Rawls [1971: 118=1979: 93])、その一般化をめざしているのであれば、「西洋」的価値の普遍化であるという批判を避けることは難しい。しかし第二に、ローティの再解釈は、自らの立場がひとつの信念に過ぎないことを明確に認めてしまうことで、「西洋」的価値の普遍化であるという批判に留保を付ける可能性が存在する。だが、そうした利点がある一方で、もしロールズを立てる正義の基準がひとつの信念であるならば、当然のことながらアプリアリな正統性をもつことはできない。とすれば新たに、他にもありうるようなその信念はいかにして擁護されるのか、というイデオロギー的な擁護に関する問題がここで生じてくるだろう。

ハーバーマスの論争で明らかにしたようにローティは、ある信念の擁護のために「会話」という概念を提出している。自由主義的な民主主義という信念の擁護もまたこの「会話」によってなされると考えられている。では、この「会話」概念は、どのようなものなのか。ローティにおいて、この概念は人々の「合意」との関連で定義されている。すなわちローティによれば「合意」とは、どこかで達成されたか誰かによって明言されうるものではない。むしろ「合意」の希望のみが、敵対者とみなされる者との「会話」の継続の中に見出されるという (cf. 藤谷 [1995])。この「会話」概念について、ここでは、それがどのような特徴をもつのかという点だけをかいつまんで考えておきたい。まず、それは、たとえばハーバーマスの場合のように「論議」ではないので確定したひとつの解答に収斂する必要がない。したがって、異なった二つ以上の見解が並立することが前提とされている。このことは、「論議」で敗北した見解

の敗者復活を可能にするとともに、敗北した見解に対する配慮を必然的に要請することになるだろう。それゆえ、この立論は第一に、個人的な現実を擁護する点で、また第二に取りうる選択肢を保存するという社会的な有用性の点で、さしあたり魅力的ではある。しかし、問題は、この「会話」の継続において必要なものが、ローティ自身が強調するように「寛容」の精神である点に存在する。確かに、自由主義を前提とした民主主義的な信念を有する者にとって、この「寛容」は少なからず共有されているかもしれない。逆に、その共有こそ、この信念の条件であるともいえる。だが次に、この正義の基準自体を「会話」によって説得しうるのであろうかという問いが生じる。もし、たとえば、その相手が「普通選挙」に「低級な人間の支配」を見出すだけの「ニーチェ」であればどうだろう (cf. Nietzsche [1887 → 1996 : 582-583 = 1990 : 323])。ローティが指摘するとおり、こうした相手にもまた「寛容」を「期待」できるとしても、その「期待」が実現する必然性はもちろんない。ローティは明示していないが、ここに自由主義的な民主主義の原理的なディレンマとでも呼ぶべき問題が存在する。すなわち、この「寛容」を理論的に突き進めれば、「市民」の敵対者である「寛容」を共有しない「ニーチェ」の非寛容をすら認めざるをえないことになる。

ロールズは『正義論』の中で次のように述べる。「上位ないし下位の役割を演じたいという人間の願望が、独裁的な制度を受け入れるほど大きいか否か、といった問い、また、人間が他人の宗教的実践を見て良心の自由を認めなくなるほど動揺することはないか、といった問いは正義の基準に入り込む余地がない」(Rawls [1971 : 261-262 = 1979 : 205])。ロールズによれば、独裁の是非を問う前者の「ニーチェ」的問いも

(5)、宗教的非寛容の是非を問う後者の「ロヨラ」的問いも、正義の基準においては存在しえないことになる。この主張を引用しつつ、ローティもまた「ニーチェやロヨラのような自由主義的な民主主義の敵を狂っているとみなす」(Rorty [1991 : 187 = 1988 : 184])⁽⁶⁾。なぜなら「彼らをわが立憲民主国家の仲間の市民——すなわち、利発さと善意志とがあれば、自分の生活設計を他の市民のそれとうまく調和させようであろうような人々——とみなす術がないからである」(Rorty [1991 : 187 = 1988 : 184])。ここでは、もはや「会話」による合意への希望は放棄されている。この点において「会話」理論が論理的に破綻していることを、幾人かの論者も指摘する (eg. 渡辺 [1991]、伊藤 [1993])。とはいえ、それはローティの理論の破綻に過ぎないのだろうか。ローティのものに限らず合意についての理論は、合意がいかに可能かという点を理論的に明らかにしようとする⁽⁷⁾。だが、むしろ、この「会話」理論の破綻で、われわれが見出すのは、ひとりローティの論理的な破綻にとどまらない。それは、自由主義的な民主主義というひとつの信念がもつ理論的な限界なのではあるまいか。

このように、いささか逆説めいていえば、ロールズの正義論とローティによるその再解釈は、自由主義的な民主主義が証明しうる理論ではなく、ひとつの「政治」的信念であること、それゆえ、結果的にその限界、言い換えれば、自由主義的な民主主義において「市民」の敵対者である「ニーチェ」的存在が不可避であることを明らかにする。もちろん、ここでロールズもローティもアメリカ独自の文脈の中で、「ニーチェ」的存在に対するひとつの回答を提出しているのだといえる。だが、以上の問題は決して他国の話としてすますわけにいかないことも

事実だろう。「ニーチェ」的存在が「自分の生活設計を他の市民のそれとうまく調和させる」ための「会話」を拒絶する人々であるなら、独裁者や宗教的な不寛容者だけではなく、政治的テロリスト、対象が不確定な通り魔、教室で突発的に暴力に及ぶ生徒などもまた、そこに含まれるであろう⁽⁸⁾。いうまでもなく、これらの問題はひとつひとつわれわれにとって重いものである。だが、これらの問題の解決をめざすことは、本稿の課題の範囲を大きく越えてしまう。むしろ本稿では、その存在が統治への参加の議論とどのように関係するのかという問題に焦点を絞って考察を進めていきたい。そのため、誰が「市民」になりうるのかという市民権の承認の問題についてもまた、それが重要な現代的課題であることを認めながらも、以下の考察の対象からは除いている。

3. 差異に貫かれた自己

もし、前節で取り上げた「ニーチェ」的存在を排除して、もっぱら「自分の生活設計を他の市民のそれとうまく調和させるであろうような人々」が統治に参加するとき、参加は統治により機能的になると推測できる。だが、もちろんことはそう単純ではない。すでに述べたようにロールズの正義論への批判のひとつは、統一された自己論に集約されてきた。そこで本節では、この点に着目し、その批判のひとつの例としてムフの主張を取り上げ、自己の複数性の観点から前節で摘出した「市民」の定義をさらに検討しておこう⁽⁹⁾。その上で、「ニーチェ」的存在についても再定式化を試みることにする。

ロールズ流のリベラリズムに対してラディカル・デモクラシーを標榜するムフは、たとえば次のように述べる。われわれの『アイデンテ

イティ』は、つねに偶然的なものであり、いくつかの主体的位置の交差の場所にあって一時的に固定されたものである」(Mouffe [1993: 77=1998: 156])。そう指摘した上で、「差異性に貫かれた自己」を等閑視したロールズの正義論を「政治」の欠落した理論であるとムフは批判する。この統一された自己への批判から、次の二つの論点をムフは導いていると考えられる。

まず第一に、ロールズのような形式的に「自由で平等な市民」を想定することは、現実の不平等、不自由をアジェンダとする契機を欠落させることになる(Mouffe [1993: 49=1998: 98])。さまざまな立場間の差異を無視して、統一された自己を前提とした政治理論を立ち上げるならば、その理論は闘争を欠落した保守的な政治理論となるだろう⁽¹⁰⁾。その保守性に対し、ムフはシュミットの「政治」概念を援用しつつ、ロールズのいう「市民の不服従」(Rawls [1971: ch. 6])では表現しえない「政治」の存在を喚起する。「政治」の概念とは、シュミットによれば「抗争的な意味をもつこと」(Schmitt [1932: 18=1970: 22])であり、その概念は「結局は、友・敵結束であるような具体的状況に結びついている」(Schmitt [1932: 18=1970: 22])。ロールズの理論もまた、確かに自由主義的な民主主義の信念を擁護するという「政治」的側面を無視できないことは2節で述べた。だがムフは、一様な自己を前提とできないことを指摘することで、さまざまな信念同士の間の「抗争」が各所で浮かび上がることを明らかにする。その結果、「市民」社会における「政治」が、極めて分散的で多様であることを示している(Mouffe [1993: 127-128=1998: 255])。

だが第二に、もしその批判が自己の統一性に対するものであるとするならば、その示唆するところは以上の点にとどまらないだろう。事実、

ムフは自己自体が「差異に貫かれている」ことに着目し、国籍や人種、性別、階層などさまざまな立場が同時に自己を構成していることを指摘する。それゆえ、その「多元性は・・・他の主体位置による絶えざる破壊と重層的決定を含むものである」(Mouffe [1993 : 77=1998 : 157])。したがって、ムフにとって自己は葛藤の場でもありうる。この自己の多元性について、ローティもまた決して無関心であったわけではなからう⁽¹¹⁾。だが、そのローティがロールズを擁護するとき、「ニーチェ」や「ロヨラ」を「彼ら」と記述し、正義の基準を「アメリカの典型的な自由主義的な民主主義者がもっている」信念であると定義するならば、その言い方は徹底性に欠けているといえるのではなからうか。なぜなら、個体としての「市民」対、個体としての「ニーチェ」という構図はいまだ維持されていると読めるからである。こうした不徹底さに対し、まさにムフは、何かを代理表象するアイデンティティの存在に明確に疑念を示し、そのことで、「典型的なアメリカの自由主義的な民主主義者」における差異性をも打ち出しているのだといえよう。

このムフの見解は、自己の多元性の観点を「市民」概念の議論に導入しようとする試みだととらえられる。それは、ロールズ的な「市民」概念に対する批判を構成する。しかし、自己における差異性を認めることで新たな問題が生じてくるだろう。たとえば前述の中野 [1999] は参加に関連して、ボランティアか母親かといった、いわば多元的自己における役割葛藤の問題を見る。だが、「市民」の敵対者である「ニーチェ」的存在に着目した場合、次のようなことも問題となりうるだろう。こういう例を考えてみよう。たとえば近所では評判の良い者が、「市民」社会を侵犯するところの通り魔になる

ということは起こりうることであろう。自己が複数であるならば、この二つのアイデンティティは同時並行的に可能である。しかし、通り魔であることが発覚したとき、おそらくこの者は通り魔というアイデンティティを付与され、近所では評判の良い者というアイデンティティは過去のものになってしまう。もちろん、ムフですら通り魔を構成するような行為を社会的役割や所属として認めないであろう。だが、やや極端な例ではあるが、自己の複数性は理論的には、ある者が近所で評判の良い者であり、かつ多元的な役割や所属ではありえない通り魔であることを可能にしてしまう⁽¹²⁾。このことを、より統治に近いところでいえば、通り魔ほど極端ではないが、逆により複雑な例を発見することもできる。たとえば現在、私が調査の対象としている必ずしも運動的でない参加、すなわち住宅コミュニティにおいて次のような事例が存在する。詳しく述べる余裕はないが、課題と関連する限りにおいて簡単に紹介してみよう。

その住宅は、もともと成立していたコミュニティを中心に、住民の自治を実践することをひとつの柱として建て替えられたモデル的な公共住宅である。そこは、高齢者や身体障害者を含む世帯が同居し、いわば多様な者の参加によるコミュニティの成立がめざされている。そこにコミュニティと折り合いの悪い者が存在した。身体障害者である彼女は、自分の部屋に付属している避難路の設置の仕方について、住宅を管理する行政窓口にクレームをつけた。だが、ここでも折り合いがつかず「会話」は決裂した。その後は隣近所に対する暴言を繰り返し、ますますコミュニティから孤立する。しかし、ある第三者の介入で、避難路の設置についてプライバシーへの配慮が足りないことが明らかになり、現在、とりあえずはコミュニティと共存し

ているのだが、いまだ孤立したままである。より詳しい分析については別稿にて論じてみたいのだが、ここでも本稿の課題からは次のようなことを指摘しておくことができるだろう。この住宅コミュニティから孤立した存在を仮に「ニーチェ」的存在とみなすならば、この者はその場に存在する可能性を失ってしまう。だが、「市民」対「ニーチェ」という構図はこうした例に対しては、極めて極端に過ぎると考えられる。ムフのいうとおり、コミュニティの住人、高齢者、身体障害者などの多元的な自己は交差しながら共存している。しかし、さらに自己の複数性に着目すれば孤立した者は、コミュニティの一員として「市民」でもあり、また近隣に暴言を吐き孤立する「ニーチェ」的存在でもあるといえる。だが、自己の複数性は理論的に、ある者が「市民」でありかつ、社会的役割や所属という多元的な自己からも逸脱し「自分の生活設計を他の市民のそれとうまく調和させ」られない「ニーチェ」的存在であることも可能にしてしまう。したがって、そのことは、この者が「市民」なのか、あるいは「市民」に敵対する「ニーチェ」的存在なのかという問題を突きつける。もし自己の複数性が妥当だとするならば、たとえば、いま例として挙げた者に対して、われわれは、どのように相対すればよいのか。

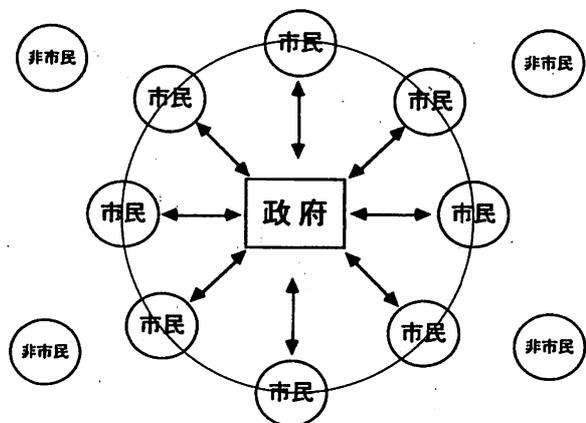
4. ベクトルとしての「市民」性

「市民」=個体と考えれば、前節で述べたように、自己の複数性というリアリティは十分に表現されないように思う⁽¹³⁾。奇しくもロールズもまた、「市民」とはひとつの「役割」であると述べてもいる点は重要である⁽¹⁴⁾。すなわち、このことは「市民」が可能態であり、必ずしも現実態ではないということの意味する。そ

れは一見、当たり前のように思えるかもしれない。だが通常の使用法、あるいは研究レベルの使用法においても、この点が必ずしも十分に配慮されていないのではあるまいか⁽¹⁵⁾。それゆえ、本節では統治への参加の議論に戻る最後の準備として、「市民」概念の徹底的な脱実体化を図り、「ニーチェ」的存在についても、さらに検討を進めておきたい。

まず仮にここで、「市民」を個体とイコールのものとして考えてみよう。この考え方に基けば、社会はおそらく図1のようなイメージで描きうるのではなかろうか⁽¹⁶⁾。この図では、多くの個体は常時、実体的な「市民」とみなされている。すなわち、ある個体は「市民」か非「市民」かである。ここで「市民」は、政府と関係をもったり、他の「市民」と関係をもったりする。逆に、この場合の非「市民」とは、本稿でいうところの「ニーチェ」的存在にほかならないだろう。旧来のいくつかの市民社会論が、こうした社会イメージを喚起するとすれば、それは「市民」=個体ととらえられているからである。2節で考察したロールズ、ローティの「市民」概念もまた、さしあたり、この定義に

【図1】個体が形成する社会

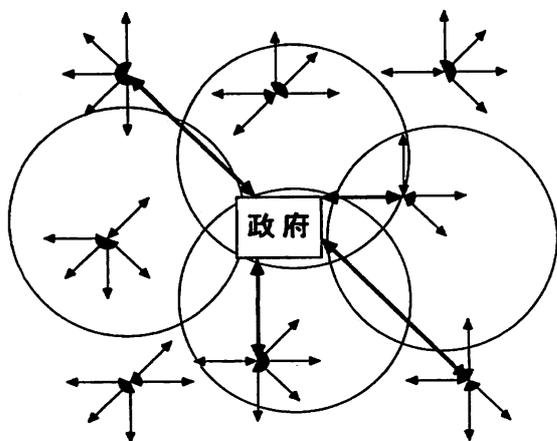


近いといえるだろう。

では、「市民」を脱実体化し、可能態として考えてみるとどうなるのか。まず、個体のレベルから考えてみよう。いうまでもなく、個体の行為はさまざまな方向をもつ。そこで、その方向のおおのをひとつのベクトルとみなしてみたい。いや逆に、このさまざまなベクトルの始点こそ、われわれが個体と呼ぶ概念の定義であるといえるだろう。このことは次のことを意味する。まず、ひとつには、前節でのムフの見解でも示唆されていたように、個体が複数のベクトルから構成され、それらのベクトル同士は整合性をもつことも矛盾することもありうる。また、いつも同じベクトルが存在するとは限らず、あるベクトルが発生したり消滅したりする。それゆえ、それらのベクトルが共在する空間は、図2のように描かれうるのではなからうか。だが、ここで次のような問いが浮上するかもしれない。とすれば、いったい何が「市民」なのか。

たとえば、いまオークションにならって、「規則」にしたがった個体同士の関係を「市民」性と呼んでみることにしよう⁽¹⁷⁾。そうすると、図2のうちのいくつかのベクトルは「市民」性

【図2】ベクトルが形成する社会



と呼ばれ、その始点である個体は「市民」と呼ばれるだろう。あるいは、また、ロールズへの批判からなされたムフの定義にしたがって、「数々の民主主義的な欲求の間での、集団的な形の同一化」(Mouffe [1993: 70=1998: 142]) という「政治的アイデンティティ」として「市民」概念をとらえてみよう。とすると、図2において今度は新たに、社会運動を指向したベクトルが「市民」性を帯びることになる。同様に、そのベクトルの始点である個体は「市民」と呼ばれるであろう。このように個体は複数のベクトルの始点であり、また、その一定の方向が「市民」性を帯びる。したがって、ある個体は何が「市民」性であるかによって、「市民」であるかどうか決定される。さらに、ムフの場合が明らかなように、その定義は理論的な妥当性からだけなされているわけではない。むしろ、ムフはリベラリズムが基軸とする「市民」性としてのベクトルに対して、社会運動が基軸としたい「市民」性としてのベクトルの有効性を主張しているのだといえる。とすれば、「市民」性についての正当性は、「歴史」や「地域」的に構成されるだけではなく、定義同士の争いにさらされる可能性もあると考えることができる。

この点から、「ニーチェ」的なベクトルについても補足しておこう。2節で取り上げたローティの考え方にしたがえば、それは「自分の生活設計を他の市民のそれとうまく調和させよう」ための「会話」を拒絶するベクトルであるといえることができるだろう。だが、それだけでは、そのベクトルは顕在化しないと考えられる。なぜなら、前節で述べたように「政治」が分散的で多様であるならば、より積極的なたとえば典型的には暴力といった、「会話」以外の手段による行為が起こらない限り、「市民」社会の

敵対者として、その「ニーチェ」的存在は明確に表象されないだろう。すなわち「会話」の拒絶といった事実の大半は、すでに述べた何が「市民」性かという定義の相対性と相まって分散し潜在化してしまうと推察される。こうした観点からいえば、「ニーチェ」対「市民」という構図は、ローティが示す以上に、より錯綜したものであるとよい。すなわち、「市民」社会において「ニーチェ」的存在が避けられないものであるとしても、むしろ、それは分散的にかつ多様に現れる。しかも、そのベクトルは潜在化してしまう可能性がある。言い換えれば、さまざまな個体からベクトルが発する可能性がある限り、それはどこで顕在化するかは必ずしも明らかではない。

ローティの抽出した「ニーチェ」的存在についての議論は、本節で述べたような統治をめぐる散在するベクトルとして組み替えられなければならないだろう。だが、そのことは参加と統治の議論に、どのように関係するのか。

5. 参加と統治

前節まで課題からやや離れて、「市民」概念とその敵対者である「ニーチェ」的存在を個体レベルにまで遡り相対化した。ここで「市民」概念についての検討を切り上げ、前節までの考察を踏まえつつ、改めて本稿の課題である参加と統治の議論に戻りたい。まず本節では、「市民」参加主義に対する、その代替案として統治と距離を置く戦略、社会運動に希望を見出す戦略を簡単に検討しておくことにする。

冒頭でも述べたように「市民」の統治への参加を積極的に評価するという立場の多くは、間接民主主義にとどまらず、「市民」が積極的に統治に参加し、自ら社会をつくり上げていくと

いう主張をもつ (eg. 砂田 [1985]、久野 [1996])⁽¹⁸⁾。民主主義の理念を突き進めれば、自治の精神に行き着くのは当然だろう。だが、ここで、たとえばボランティアによる福祉社会建設や、住民参加による街づくりを、行政が積極的なPR材料として活用していることを考えれば、「市民」的なことが統治の補完作用に機能的であるという解釈も可能となる⁽¹⁹⁾。それゆえ、すでに述べたように、こうした形での「市民」参加主義に対して、危惧を表明する議論が起こるのもまた当然のことである (cf. 中野 [1999]、渋谷 [1999])。では、この批判が妥当するならば、それに対して、どのような対案をとりうるのだろうか。

まず第一に、統治とセットになった「市民」概念を回避するために、統治関係から距離を置くという方法が考えられるだろう。それは、個体にとってアイデンティティ・ポリティクスから逃れた在り方の可能性のひとつであるとはいえる。だが、アイデンティティの特質は、自覚、無自覚にかかわらず付与されるという点にある。すなわち統治と距離を置き、参加から身を引いたとしても、その個体がリベラルな「市民」としてアイデンティティを付与される可能性がある。したがって、ロールズが描くような「よく秩序づけられた社会」においては、「ニーチェ」的ベクトルが潜在的である限り、その始点としての個体は、極めて良き「市民」とみなされ擁護される可能性が高い。それゆえ、アイデンティティ・ポリティクスからの逃避は、リジッドな統治関係に非機能的であるとは必ずしも限らず、むしろ機能的ですらありうるだろう。

しかし第二に、ムフのごとく新たな「市民」概念について社会運動を基礎として構成することもできる⁽²⁰⁾。すでに述べたように、ムフはロールズ流のリベラリズムに逆らうかのごと

く、対抗的権力としての「市民」概念を積極的に提起する。確かに、ただ単に脱統治に向かうのではなく、むしろ「政治」の顕在化を主張する点に、ラディカル・デモクラシーの可能性を見出すことができる。とはいえ、ムフが次のようにいうとき、すなわち「政治的アイデンティティの創出は、今日の多種多様な運動——女性運動、労働者運動、黒人運動、ゲイ運動、エコロジー運動——にも見出される数々の民主主義的な欲求の間で、集団的な形の同一化が成り立つかにかかっている」(Mouffe [1993: 70=1998: 142])と論じるとき、そのこともまた新たなアイデンティティ・ポリティクスのひとつではないかという危惧を拭うことができない⁽²¹⁾。第一に、このように「市民」という概念を再定義することは、社会運動というリアリティによる他のリアリティの隷属化を結果してしまうのではなかろうか。なるほど、ムフは「政治」に限ったアイデンティティを定義しただけで、他のリアリティを担保しているとも考えることもできよう⁽²²⁾。とはいえ第二に、その定義は「集団的な形の同一化」による「シティズンシップ」というひとつのリアリティによって、形態も手法も目的も多種多様であってよいはずの社会運動から、多様性を失わせる結果となるのではなかろうか。それは、まさにポスト構造主義が批判してきたアイデンティティ・ポリティクスの新たな形態のひとつではないか。もっとも、ムフほど強力な連帯を志向しないという選択肢もありうるだろう。としても、その一方で「私化」が進むことが現代社会の見逃せない特徴のひとつだとすれば、社会運動に基づく連帯というリアリティにのみ希望を見出すことは困難であると思われる。

とすれば、われわれに残される方法とは何か。ここで、前節で見たように自己が必ずしも統一

的ではないことを、改めて思い起こしてみたい。そのため、最後に次のような問いを考えておきたい。すなわち、そもそも従属的に形成された自律的な主体に対する批判というのは、「ニーチェ」的な個体分析と整合性をもつのであろうかという問いである。

6. 「市民」概念に代えて

4節で述べた個体分析は、複数のベクトルが、誰が名付けるにせよ「市民」へのベクトルへと収斂しないことを示していた。同様に、それらのベクトルのいくつかは「ニーチェ」的なベクトルである可能性が存在した。では、これらのことは統治に関していえば、どのようなことなのか。たとえば、統治に対して「市民」として参加することを考えてみよう。ここで「市民」性とはローティがいう意味での「会話」が継続しうるベクトルととらえておこう。もちろん、その参加の動機は行政の呼びかけかもしれない。だが、その参加において「会話」の継続のみが進展するのだろうか。そこで、たとえば行政あるいは企業に対するクレームといったことも生じるだろう。そのクレームメイクは、まさに「政治」的行為のひとつだといえる⁽²³⁾。そこには、確かに「市民」としての手続き的なクレームや提言が含まれるだろう。だが同時に、それは理性を欠いた感情的発露でもありうるのではなかろうか。愚痴、暴言、ときには暴力的な行為に及ぶこともあるかもしれない⁽²⁴⁾。4節の分析でも示されたように個体は、さまざまな異なったベクトルの始点でありうる。とすれば、「ニーチェ」的ベクトルとともに「市民」的ベクトルが、逆に「市民」的ベクトルとともに「ニーチェ」的ベクトルが、そこには含まれる。すでに述べたように、この観点からは、

ローティが示した「市民」対「ニーチェ」の構図は、極端な例として退けることができる。むしろ現実には、それらは他のベクトルと混じり合いながら存在するであろう。だとすれば、「市民」性が統治を仮に補完したとしても、そのことで「ニーチェ」的ベクトルは決して喪失されてしまうわけではない。むしろ、統治に個体が参加することによって、まさに「市民」的ベクトルだけではなく「ニーチェ」的ベクトルもまた、統治に対して発せられる可能性は担保される。これらの行為が、行政や運動体の用意した直線に並ぶとは考えられない。逆に、その直線を乱す行為も含まれているだろう。

「市民」の統治への参加の議論も、ムフの対抗権力としての「市民」概念の再定義も「友・敵」関係である「政治」を「市民」的行為に限定し、「ニーチェ」的ベクトルを閉め出してしまおうとする営みである点では共通である⁽²⁵⁾。もっとも、これらの営みが政治の合理化であるという点は理解できないわけではない。愚痴、暴言、暴力がなくなることは、それ自体、望ましくないわけではなかろう。しかし、それでもなお、愚痴、暴言、暴力が事実としてなくなるとしたら、それはなぜか。一方で、われわれは統治の技術の精錬化を止めようがない現実として眼の当たりにしている。だが、これらの愚痴、暴言、暴力はその統治への抵抗のひとつの形態であるかもしれない。だとすれば、「市民」性への「政治」の合理化に対する過度の注目、そこから抜け落ちる「政治」から眼をそらす結果となるのではないか。そもそも4節で指摘したように、典型的な行為を伴わない「ニーチェ」的存在は、一般には知られないまま潜在化してしまう可能性も高い。

たとえば、ここではまず、すでに述べた近所では評判の良い者が「市民」社会を侵犯すると

ころの通り魔となりうるというような極端な例のことを考えてみよう。もちろん通り魔が批判の対象となることを否定したいわけではない。だが、そこには、たとえば失業や教育や家族の問題が存在する可能性はある。そのことで、制裁が免除されるとは思わないが、そうした批判とともに、「ニーチェ」的ベクトルのもつ含意をも分析的には同様に取り上げなければならないことに異論は少ないのではあるまいか⁽²⁶⁾。だが、事態はより複雑であった。3節の最後で挙げた住宅コミュニティにおける事例には、通り魔ほど極端ではないが、本稿の観点からは同質と思われる例を見出すことができた。この事例の場合、「市民」として個体はコミュニティに参加していた。しかしながら、「会話」の切断や暴言という「ニーチェ」的ベクトルが同時に存在していた。だが、その暴言の意味は何だったのか。この場合、ある第三者の介入で、避難路の設置についてプライバシーへの配慮の不足が明らかになったことは、すでに述べた。すなわち、その吟味は避難路とプライバシーという新たな社会的視点を発見するに至った、と分析することができるのではないか⁽²⁷⁾。このひとつの例をどこまで一般化できるかは今後、議論をする必要があるだろう。だが、このように実際の現場では、極端な例よりはむしろ、「会話」的なベクトルと、「会話」の切断というベクトルが混在しつつ「政治」が成り立つ場合が多いと推測できる。その「会話」を拒絶するベクトルに、統治への抵抗としての意義を見出し、新たな社会的な視点を求める可能性を少なくともここで指摘することはできるだろう。

こうした考察は、参加と統治をめぐる議論に対して、ひとつの回答を提示していると私には思われる。すなわち、その議論において、「市民」概念を肯定するだけでも、遠ざけるだけで

も、また、新しくつくり出すだけでも、その主張は十分ではない。以上で取り上げたいずれもが、「政治」を合理化し、そこから抜け落ちる「政治」を等閑視してしまう可能性が存在するからである。とはいえ、批判的な社会運動であれ、政府の呼びかけによるボランティアであれ、偶然に「市民」と呼ばれてしまう行為そのものを否定することが重要なものでもない。なぜなら、ある個体が偶然に「市民」と名付けられたとしても、参加する個体は他のベクトル、すなわち愚痴、暴言、暴力などからも構成される可能性が否定されないからである。むしろ、否定されるべきことは、さまざまにありうる「政治」の方向を「市民」性に特定し、「友・敵」の関係に基づく「政治」を限定してしまう志向にこそあろう⁽²⁸⁾。逆に、重要なことは「政治」概念を「市民」概念から解放し、「市民」的ベクトルと「ニーチェ」的ベクトルの混在の中で「政治」を分析することである。なぜならば、参加するのは「会話」が絶えず可能な「市民」ではなく、「市民」性をも含むさまざまなベクトルの可能性をもった個体だからである。

よく知られているように、違法行為をめぐる19世紀の言説に革命思想の萌芽を見出しうることをフーコーは指摘している(Foucault [1975: 298-299])。だが、「市民」に対抗した暴力を組織するたとえばマルクス主義が衰退した現状は否定できないだろう。したがって、理解できないものへの注目、自由主義的な民主主義社会がかかえる必然的で不断のリフレクティブ作用として、ますます重要度が高まっているように思える⁽²⁹⁾。2節でローティの「会話」理論が破綻していることを述べた。だが、破綻しているからこそ、逆説的に現状をとらえているといえなくもない。批判しつつ、その意味を吟味するといった、ローティ自身がアイロニカルと呼

ぶ態度が、ここでも求められているのではなかろうか(cf. [Rorty 1989: 73])。ややもすれば潜在化しがちなその分析から新たな社会的視点が抽出される可能性があることも、前述の例が示唆している。統治への参加を承認できる前提条件とは何か。それはまさに、こうした作業の存在なのである。そのことを本稿の考察は示しているといえるだろう⁽³⁰⁾。

【註】

- (1) ただし、この複数性は社会的な役割や所属などからなる多元性とは異なると考えている。それは4節で詳しく述べるように、社会的な役割や所属にあてはまるか否かにかかわらず、個体から発せられるベクトルの複数性のことである。この点についてはニーチェの自己論に関するコノリーの記述も参照(Connolly [1988: 162=1993: 298])。
- (2) 「自由主義的な民主主義」はローティのテキストからの引用であるが、本稿ではさしあたりロールズの『正義論』が理想とするような「社会」における信念と定義しておきたい。
- (3) 周知のように正義の基準は、次のように定式化されている。① 各人は、すべての人々にとっての同様な自由と両立しうる最大限の基本的自由への平等な権利をもつべきであり(平等な自由原理)、② 社会的、経済的不平等は、(a)もっとも恵まれていない人々の最大の利益となるよう(格差原理)、(b)公正なる機会の均等という条件のもとにすべての人に開かれた職務や地位にのみともなうよう(公正な機会均等原理)、配置されるべきである(Rawls [1971: 60=1979: 47])。この基準について、さまざまな議論があることは周知のとおりである。
- (4) 近著においてもロールズは、この「変容」を維持していると考えられる(Rawls [1993: ch. 3])。ローティは、この「変容」をカント主義からヘー

ゲル主義への移行とみなすが (Rorty [1991 : 185 = 1988 : 174])、アプリアリな「格率」を前提としない点でカント主義からの離反だとしても、「世界史」を目的ある「精神の運動」とみるヘーゲルの歴史哲学と、ロールズ、ローティの見解とを同一視できるかは、大きな疑問がある (cf. Kant [1778 → 1990 = 1979], Hegel [1837 → 1986 = 1994])。

- (5) 『正義論』において、功利主義と並ぶ論敵である「完全主義」とされるニーチェのテキストから、ロールズは次のような引用をする。「人類は常に偉大な個人を生み出すために働かなくてはならない・・・問題は・・・個人的人生はいかにしたら、最高の価値、つまりもっとも深遠なる意義を保有しうるか、ということである」(Rawls [1971 : 325 = 1979 : 257])。この点が、「格差原理」と抵触することはいうまでもなからう。
- (6) ローティは、独裁を志向する「ニーチェ」的存在と同時に、宗教的な非寛容者としての「ロヨラ」的存在を、ロールズから抽出する。本来なら「ニーチェ・ロヨラ」的存在とすべきだが、記述を簡潔にするために、本稿では両者をまとめて「ニーチェ」的存在と記述する。川本 [1989] は、ローティが「会話」の相手とみなさないのは「具体的には右翼、ソビエト帝国主義の手先、『左翼用語』を手放さない奴ら」(川本 [1989 : 203]) だという。
- (7) もちろん、その成果をつぶさに否定することは性急だろう。たとえばハーバーマスの対話理論における、晩期資本主義における官僚的決定への対抗という意義を否定することはできない (cf. Habermas [1975 = 1979])。だが、誤解を恐れずに言えば、こうした合意理論に存在しがちなのは、合意の可能性を擁護するあまり、合意の不可能性を避けようとする神経症的な脅迫ではあるまいか。
- (8) 「会話」に応じず戦闘に至る他国の元首も、「ニーチェ」的存在と考えられる。このことは、近年のロールズ [1999] が正義論を国際社会へと拡張

しようとする試みと無関係ではなからう。

- (9) 他の例としては、セン [1982 = 1989] が、自己に同等な能力を前提とし基本財の分配を考えるロールズの「フェティシズム」的観点を批判している。また、サンデル [1998 = 1999] は中絶問題を例に、何が自己かという道徳的問題を括弧にくくり「負荷なき自己」を前提とするロールズを批判する。
- (10) ここで、シュミット [1932 = 1970] 以来指摘されてきたように、民主主義が必然的に「排除」を含むという論点を思い起こすこともできる。もっとも、先に述べたローティの「会話」理論が、論理ではなく、「寛容」の精神をもって、排除される者を救済する可能性は完全には否定できない。だが、たとえばリオタール [1983 = 1989] は「継続する会話」に上らない「争異」が絶えず残ると指摘する。それは、すでに述べた「会話」理論の破綻が示すことではないか。この点に関する、リオタールとローティとの論争については藤谷 [1995] を参照。
- (11) ローティ ([1989 : ch. 2.]) は自己を徹底して「文化」的構成とみなし、言語ゲームとしての自己の分析から「社会」を語ろうとも試みている (eg. Rorty [1998])。
- (12) 「ニーチェ」的存在についての考察が、この自己の複数性の問題に至ることは偶然ではない。ニーチェ自身、「『私 Ich』——それは、私たちの本質の統一的な管理と同一のものではない！——それは一つの概念的な綜合にすぎない」(Nietzsche [1996 : 251 = 1980 : 305-306]) と述べる。だが、ここで挙げた例で示されるように、いうまでもなく同時にそれはニーチェの見解のもつ危うさでもある。
- (13) たとえばコノリーは、計算可能性、予測可能性、主権的権力に効用をもつ「個人主義」を批判し (Connolly [1991 : 74 = 1998 : 137])、「個性」の差異の政治化が必要であると指摘する (Connolly

- [1991 : 87=1998 : 159-160])。]
- (14) ロールズは、「市民」を「自由で、平等な人間 persons」(Rawls [1985 : 227]) とみなすが、一方で「正義の原理は・・・全員について成立する市民という役割に適用される」(Rawls [1971 : 472=1979 : 370]) とも述べている。
- (15) たとえば、宇都宮 [1985]、久野 [1996] などでは、明らかに「市民」=個体とみなされている。
- (16) 図1の「政府」は、他のもの、たとえば「企業」「国際機関」などでもよからう。図2も同様。
- (17) オークショットは「市民状態とは、市民的行為の諸条件を明記する周知の強制可能な法体系がもつ権威を承認するという要件の下での主体 agents 間の交際」(Oakeshott [1975 : 175=1993 : 99]) だという。
- (18) この立論は、1970年代の「シビルミニマム」(松下 [1971]) の議論以来、時代的な限界を指摘されつつも (eg. 石田 [1997 : 38])、なお現在まで続く主張であろう (eg. 進藤 [1994]、坂本 [1997])。確かに社会の現状をみれば、NPOやボランティア活動の興隆など、必ずしも運動的ではない「市民」が発生し、その事態を日本における「市民」社会の可能性とみなせなくもない。だが、一方で「私化」(片桐 [1991]) が現代社会の見逃せない特徴であるならば、積極的な「市民」論がもつその社会イメージは、現状での社会の俯瞰図としては妥当しないだろう。だが、「私化」の進展を認めるとしても、それに対して自発的な「市民」の増加こそ、めざす価値であるという考え方は可能である。
- (19) 「市民」のリーダーを白書によって指導している点は典型的である (経済企画庁国民生活局 [1997])。
- (20) あるいは、バリバルは「抵抗」を「市民」性として再定義しようとする (Balibar [1997=1999])。
- (21) ムフは、自己の絶えざる更新というパトラーのポスト構造主義的な問い (cf. [Butler 1990=1999]) を解決したとするが (Mouffe [1993 : 87=1998 : 174-175])、果たしてそうか。フーコーが「戸籍の道徳 *une morale d'état-civil*」としての自己の固定化に抵抗し (Foucault [1969 : 28 =1981 : 31])、ドゥルーズが自己の統一の虚偽を徹底的に批判するとき (Deleuze [1968 : 330-333=1992 : 383-387])、それは「市民」的自己からの「自由」をも意味する。
- (22) 私的な争点を公的なものとするための「市民」概念の機能は否定されるものではないが、同時に、社会運動的でない側面も考慮しながら「政治」について議論する必要があるだろう。
- (23) 行政に対する愚痴、暴言等の分析については藤谷 [1997] を参照。
- (24) 生活保護の額の不満を理由に、大阪府の職員が刺されている (cf. 読売新聞 [1999.8.16 夕刊])。また、WTOをめぐるNGOの暴動なども例として挙げることができる (cf. 毎日新聞 [1999.12.01. 夕刊])。
- (25) 確かにムフは「暴力と敵対性という構成要素を敬遠するのではない」というが、ムフにとっては「そうした攻撃的諸力を緩和し転用すること」(Mouffe [1993 : 153=1998 : 310]) に力点がある。そのことは、すでに見たように、その自己論における考察が社会的役割や所属の多元性ととどまっておらず、複数性の観点にまで及んでいないことが示唆している。
- (26) もちろん暴力といった「ニーチェ」的ベクトルは体制側にも存在し、それを前提に「会話」の継続が図られる。それゆえにこそ、反体制的暴力に着目する必要があると考えられる。この論点はより詳細な展開が必要だが、本稿ではこれ以上の議論は困難なので、今後の課題のひとつとしたい。
- (27) この事例については、1998年の日本社会学会大会において報告した。
- (28) コノリーは「ニーチェの自己性のモデルが最初に発する命令は、偶然性 *contingency* を罵りたいという気持ちを乗り越えること (ある偶然性を本質

的なものに代えるという誘惑に抵抗すること)である」(Connolly [1988:162=1993:298])という。概念に回収されないことの社会学的意義については藤谷 [1999a] も参照。

(29)もつとも、それが「会話」が可能ではないベクトルについてである限り、自己準拠的な解釈でしかありえないし、新たな「正当化」である限り理解可能なものへの変換として、統治を補完する作用のひとつに回収されてしまうともいえなくもな

い。だが、明らかにそのベクトルは進展する統治の完成に絶えず疑問を投げかける準拠点にはちがいないだろう。

(30)この作業の一部は藤谷 [1997]、藤谷 [1999b] で進展中である。また、個々の具体的な政治状況での「市民」概念の機能の分析、政治的無関心と自己の複数性との関連の検討なども、今後の課題として考えられる。

【参考文献】

- Balibar Etienne 1997 *La Crainte des masses*, Editions Galiée. = 1999 水島一憲・安川慶治訳「政治の三概念 — 解放、変革、市民性」(部分訳)『思想』904:73-94, 905:144-164.
- Butler, Judith 1990 *Gender Trouble*, Routledge. = 1999 竹村和子訳『ジェンダー・トラブル』青土社.
- Connolly, William 1988 *Political Theory and Modernity*, Basil Blackwell. = 1993 金田耕一・栗栖聡・的射場敬一・山田正行訳『政治理論とモダニティー』昭和堂.
- Connolly, William 1991 *Identity \ Difference*, Cornell University Press. = 1998 杉田敦・齋藤純一・権左武志訳『アイデンティティ \ 差異』岩波書店.
- Deluze, Gilles 1968 *Différence et répétition*, Presses Universitaires de France = 1992 財津理訳『差異と反復』河出書房新社.
- Foucault, Michel 1969 *L'archéologie du savoir*, Editions Gallimard. = 1981 中村雄二郎訳『知の考古学』河出書房新社.
- Foucault, Michel, 1975, *Surveiller et Punir*, Editions Gallimard. = 1977 田村俣訳『監獄の誕生』新潮社
- 藤谷忠昭 1995 「R.ローティの会話的合理性について」『年報社会学論集』8:35-46.
- 藤谷忠昭 1997 「合理性をめぐる『場』としての行政」『年報社会学論集』10:109-120.
- 藤谷忠昭 1999a 「W.ジェームズの純粹経験の概念について——ステレオタイプと個別性」『社会学評論』50(1):75-90.
- 藤谷忠昭 1999b 「市民オンブズマンの活動とその社会的意味」『年報社会学論集』12:84-95.
- Habermas, Jürgen 1975 *Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus*, Suhrkamp. = 1979 細谷貞雄訳『晩期資本主義における正統化の諸問題』岩波書店.
- Hegel, Georg Wilhelm Friedrich 1837→1986 *Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte*, Suhrkamp. = 1994 長谷川宏訳『歴史哲学講義』岩波文庫.
- 石田 雄・姜 尚中 1997 『丸山眞男と市民社会』世織書房.
- 伊藤邦武 1993 「哲学と民主主義——ローティの『政治としての哲学』をめぐって」『理想』651:58-69.
- Kant, Immanuel 1788→1990 *Kritik der praktischen Vernunft*, Felix Meiner Verlag. = 1979 波多野精一・宮本和吉・篠田英雄訳『実践理性批判』岩波文庫.

- 片桐雅隆 1991『変容する日常世界——私化現象の社会学』世界思想社。
- 川本隆史 1989「民主主義と《私たち》——ローティ＝バーンスタイン論争の諸帰結」『現代思想』17-11:197-207.
- 経済企画庁国民生活局編 1997『市民活動団体のリーダーのために』大蔵省印刷局。
- 久野 収 1996『市民主義の成立』春秋社。
- Lyotard, Jean-François 1983, *Le Différend*, Editions de Minuit. = 1989 陸井四郎・小野康男・外山和子・森田亜紀訳『文の抗争』法政大学出版局。
- 松下圭一 1971『都市政策を考える』岩波新書。
- Mouffe, Chantal 1993 *The Return of the political*, Verso. = 1998 千葉真他訳『政治的なるものの再興』日本経済評論社。
- 中野敏男 1999「ボランティア動員型市民社会論の陥穽」『現代思想』27-5:72-93.
- Nietzsche, Friedrich 1887 → 1996 *Der Wille zur Macht*, Kröner Verlag. = 1980 原佑訳『権力への意志』理想社。
- Oakeshott, Michael 1975 *On Human Conduct*, Oxford University Press. = 1993『市民状態とは何か』（部分訳）木鐸社。
- Rawls, John 1971 *A Theory of Justice*, Harvard University Press. = 1979 矢島鈞監訳『正義論』紀伊国屋書店。
- Rawls, John 1980 Kantian Constructivism in Moral Theory, in *Journal of Philosophy* LXXVII: 515-572.
- Rawls, John 1985 Justice as Fairness: Political not Metaphysical, in *Philosophical Papers* 2: 223-251, Cambridge University Press.
- Rawls, John 1993 *Political Liberalism*, Columbia University Press.
- Rawls, John 1999 *Laws of Peoples*, Harvard University Press.
- Rorty, Richard 1989 *Contingency, Irony, and Solidarity*, Cambridge University Press.
- Rorty, Richard 1991 *Objectivity, Relativism, and Truth*, Cambridge University Press. = 1988 富田恭彦訳『連帯と自由の哲学』（部分訳）岩波書店。
- Rorty, Richard 1998 *Achieving our Country*, Harvard University Press.
- 斉藤日出治 1998『国家を越える市民社会——動員の世紀からノマドの世紀へ』現代企画室。
- 坂本義和 1997『相対化の時代』岩波新書。
- Sandel, Michael 1998 *Liberalism and the Limits of Justice* (2nd, ed.), Cambridge University Press. = 1999 菊池理夫訳『自由主義と正義の限界』三嶺書房。
- Schmitt, Carl 1932 *Der Begriff des Politischen*, Duncker & Humblot. = 1970 田中浩・原田武雄訳『政治的なものの概念』未来社。
- Sen, Amartya 1982 *Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell. = 1989 大庭健・川本隆史訳『合理的な愚か者』勁草書房。
- 渋谷 望 1999「〈参加〉への封じ込め——ネオリベラリズムと主体化する権力」『現代思想』27-5:94-105.
- 進藤宗幸 1994『市民のための自治体学入門』筑摩書房。
- 砂田一郎 1985「政治と市民」, 中原喜一郎編『市民の政治学』pp. 2-18, 勁草書房。
- 宇都宮深志 1985「行政と市民」, 中原喜一郎編『市民の政治学』pp. 184-217, 勁草書房。
- 渡辺二郎 1991「英語圏の哲学とヨーロッパ大陸の哲学との分裂」『理想』647:51-62.

(ふじたに ただあき)